

## 船橋市軽自動車税（種別割）の課税保留事務取扱基準

（定義）

第1条 軽自動車税（種別割）の課税客体となる原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、被けん引自動車、軽三輪及び軽四輪（以下「軽自動車等」という。）が廃棄、滅失、盗難、解体及び所有者の所在不明等の理由により、現在所有していないにもかかわらず市税条例第87条（種別割に関する申告又は報告）の規定による申告がなされていない軽自動車等が累積し賦課及び徴収に支障をきたしているため、これらの実態を調査し課税することが適当でない状況と認められる軽自動車等については、軽自動車税（種別割）の課税を一時的に保留する（以下「課税保留」という。）ことにより、課税の適正と事務の効率化を図るものとする。

第2条 削除

（平成28年4月1日 削除）

（検査対象軽自動車等の軽自動車税が3年間未納の場合）

第3条 検査対象軽自動車等（二輪の小型自動車、被けん引自動車、軽三輪及び軽四輪）の軽自動車税（種別割）が連続して3年間未納となった場合、その日の属する年度の翌年度から課税保留とする。

（平成28年4月1日 一部改正）

（申し立てによる場合）

第4条 検査対象軽自動車等及び二輪の軽自動車については、課税客体を所有しておらず、かつ廃車の届出及び税申告の受け付けがされない旨の申し立てがあった場合、その日の属する年度の翌年度から課税保留とする。

（公示送達の場合）

第5条 所有者の所在不明により納税通知書が返戻され、連続して3年間公示送達となった場合、その日の属する年度の翌年度から課税保留とする。

（現地調査による場合）

第6条 納税通知書が返戻された市内居住者については、現地調査により原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者が住所地に居住していないことが明らかであり、かつ課税客体が登録している定置場がないことが明確となった場合は、その事実が判明した日の属する年度の翌年度から課税保留とする。

なお、検査対象軽自動車等及び二輪の軽自動車の所有者については、戸籍住民課に住民登録の職権消除を依頼することとする。

(住民登録が職権消除された場合)

第7条 軽自動車等の所有者が住民登録を職権消除された場合は、その日の属する年度の翌年度から課税保留とする。

(滞納処分の執行停止の場合)

第8条 滞納処分の執行を停止した所有者のうち、所在不明等により折衝が不可能な場合は、その停止日の属する年度の翌年度から課税保留とする。

なお、出国した外国人の滞納処分の執行を停止した場合は、出国日の属する年度の翌年度から課税保留とする。

(所有者が死亡した場合)

第9条 軽自動車等の所有者が死亡した場合で相続人を調査してもなお軽自動車等の新所有者が判明しない場合は、死亡日の属する年度の翌年度から課税保留とする。

(随時賦課の決定)

第10条 課税保留をしている軽自動車等について、相当の理由があると認められた場合は、地方税法第17条の5の規定により遡って賦課の決定をするものとする。

(職権による廃車)

第11条 課税保留をしている軽自動車等について、課税保留をしたまま3年を経過したときは、職権により廃車する。

附 則

この基準は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。